

福島県知事 内堀雅雄様

区域外（自主）避難者の住宅無償提供継続を求めます

さようなら原発1000万人アクション

東京都千代田区神田駿河台 3-2-11

連合会館 1階 原水禁気付

電話 03-5289-8224

東京電力福島第一原子力発電所の事故から6年の月日が経とうとしています。しかし、原子力緊急事態宣言は解除されておらず、今なお8万人を超える方々が全国で避難生活を送っています。

政府と福島県は、避難指示区域外避難者を対象に、災害救助法によるみなし仮設等の住宅無償提供を本年3月末で打ち切り、県独自の支援策に切り替える決定をしました。3月末で打ち切りとなる県外自主避難者は12,436世帯、福島県と避難先都道府県による戸別訪問結果が11月に発表されていますが、県外避難者において4月以降の住まいが未確定の避難者が大半のままです。

東京電力などからの定期的賠償を受けられない自主避難者にとって、住宅支援は現状唯一の支援策です。放射線の悪影響を避けて暮らすために、長きにわたり避難先での生活を送っています。特に母子避難者などにとって住宅の無償提供は唯一の命綱であり、これを打ち切られると直ちに経済的な困窮に陥り、子どもたちの未来をも断ち切られることとなります。

1月初旬の読売新聞、毎日新聞などの報道では、避難先自治体での支援格差が浮き彫りになっている事が報告され、自治体支援策の対象は狭く、期間もわずか2年間でしかない等様々な問題があり、現在の避難住宅の代わりにはなり得ません。また、多くの場合は転居が必須であり、5年余りの間に築き上げた避難先の地域コミュニティとの繋がりは破壊されます。特にいじめ問題が連続して報道されており、子どもの転校に躊躇する状況です。そして、厳しい収入要件・世帯要件に該当せず応募資格の権利がない避難者が大半であり、「支援される避難者」と「支援されない避難者」に分断されてしまっている状況です。尚且つ有償であり、首都圏などの避難者は高家賃と敷金、転居費用など支払い困難な方々が多くでており、更なる生活困窮を覚悟しなければ避難生活を継続できない状況です。

被曝を避ける避難生活は決して自己責任ではありません。「転居を伴い、家賃負担も発生する」避難先自治体の独自支援策に頼る今のやり方だけでは、避難者の実態に見合っているとは言えません。生活事情に寄り添った支援策を打ち出す必要がある責任を取るべきは、福島原発を推進してきた行政であり、原発事故を起こした東京電力のはずです。避難者の意向を無視することは、避難者の意向に沿った政策形成を旨とする原発事故子ども・被災者支援法2条2項、同法14条

などの趣旨にも反するものです。避難用住宅からの追い出しを事実上強制するのであれば、強制立ち退きを原則として禁じている社会権規約（国際人権A規約）11条や、国際人道法に反するものであり、避難者の人権は踏みにじられます。

懸命に生きる避難者の悲鳴を理解してください。県民である避難者の避難生活を支え、子どもたちの希望をつなぐ人権救済が必要です。以上の主旨に基づき、次の事項について要請いたします。

【要請項目】

- 1、福島県は、3月末での、災害救助法に基づく区域外避難者への住宅無償提供打ち切りの方針を撤回し、継続すること。